提出意見及び提出意見に対する考え方

	提出意見	提出意見に対する考え方
1	改定案に反対する。 パブコメ案件 595320007 番によると、一連の改定は 工場緑地の確保義務を緩和するもので、 地球温暖化を直ちに抑えなければいけない 危急の現状に、全く反する改定である。 気候変動被害が激甚化する中、「地域経済牽引事業」と称して 環境保護の義務を免除するなど、到底 許される事ではない。 廃案、および 実質的な温暖化抑止策となる 緑地保護法案の検討を求める。	今般の改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条の２第１項に規定する工場立地法の特例については、その適用に当たり、基本計画において市町村が定める「地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のために講ずべき措置」に適合するものとして地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要があることから、一律に工場立地法に基づく緑地規制の緩和を認めるものではありません。
2	本件「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部改正（省令案）」につきまして、制度の妥当性を検証するための成果目標およびKPI（重要業績評価指標）が資料中に示されていない点、並びに行政手続法第39条第2項との関係について、以下のとおり意見を申し上げます。 今回の省令案は、地域経済牽引事業の基本計画の作成・変更に関する手続を一部見直すものですが、現行資料には「なぜ今改正が必要なのか」「改正によって自治体や地域企業の活動がどう改善されるのか」「地域経済にどのような効果が生じるのか」「その効果をどのように測るのか」について、定量的な成果指標やKPIが示されておりません。地域経済政策は国民生活に直結するため、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から、制度改正の効果を測るためのKPIは不可欠であると考えます。 そのため、以下のようなKPIを設定し、基準値・目標値・達成期限を明確にしたうえで、毎年の実績と予算への反映状況を公表することを求めます。 【必須と思われるKPIの例】 ・地域経済牽引事業の採択件数の推移（制度改正後の採択数の変化） ・採択事業による売上・雇用増加率（地域企業の経済効果） ・地域企業の設備投資額の変化（成長意欲の向上） ・自治体の事務処理期間の短縮度（申請から採択までの期間） ・地域産業の競争力指標（輸出額、新規事業数、地域内調達率など） 【これらのKPIを算出するためのデータと収集主体】 ・採択件数：経済産業省が自治体からの報告を集計 ・売上・雇用増加率：採択企業が年次報告し、自治体が取りまとめ、経産省が統合 ・設備投資額：採択企業が投資額を報告し、自治体が確認 ・事務処理期間：自治体が申請受付日・採択決定日を記録し、経産省が集計 ・競争力指標：自治体・商工団体・企業がデータを提供し、経産省が分析 これらは既存の行政データで収集可能であり、追加の大きなコストを必要としない範囲で実施できると考えます。 次に、行政手続法第39条第2項との関係について申し上げます。同条項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名と根拠条項が明示されていること」を求めています。本件資料は、題名と根拠条項自体は形式的には示されていますが、一般の利用者が読んだときに「具体的かつ明確な内容」と言えるほど、改正理由や影響範囲が分かりやすく説明されているとは言い難い構成になっています。 行政官の皆様におかれましては、これは個々の職員の責任というよりも、行政文書が専門化しすぎて利用者目線の説明が不足している構造的な問題だと理解していただきたいです。国民にとって分かりやすい行政を実現するためには、専門家だけでなく一般市民が読んでも理解できるレベルまで噛み砕いた説明を付すことが不可欠です。「自分たちの説明は国民にとって本当に分かりやすいものになっているか」を常に問い直し、必要であれば説明改善の体制を強化していただきたいと思います。 なお、本案件には成果目標およびKPIが設定されていないため、以下の文言を付記することが適切と考えます。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げたKPIは欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にご確認ください。そして、“客観的な成果目標やKPI”は必要と考えられるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば勘違いや見逃しや誤記載が増え使えないデータとなります。人が最短時間で作業し終えるものにする、最小限の時間とコストで、最大限の効率・効果を得られるようお願いします。その他不明点等があれば、高市内閣の各責任者や片山財務大臣にご確認いただくようお願いします。」 以上の理由から、本省令案にはEBPMの観点から最低限の成果指標とKPIの設定、そして行政手続法第39条第2項が求める「具体的かつ明確な内容」の水準を満たすための説明改善が必要であると考えます。	現行制度において、基本計画を定める地方公共団体において、当該基本計画の目標に対する進捗状況を取りまとめることとしており、今回の改正における措置はすべて、地方公共団体が、地域経済牽引事業の促進を行うに当たって必要と判断するものを基本計画に記載し、その内容に基づき行われる地域経済牽引事業及び地域経済牽引事業用地整備に対し適用されるものであることから、現行制度と同様の枠組みの中で、基本計画ごとにその効果の検証を行うこととしています。 上記を踏まえ、原案どおりとさせていただきますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

3	本改正省令案等は、令和8年法律第29号の一部施行を受け、地域経済牽引事業の基本計画記載事項の充実、用地整備計画の承認手続の明確化、情報処理施設への工業用水供給や工場立地法・工業用水道事業法の特例措置の運用整備を行うものであり、地域の成長発展の基盤強化および日本成長戦略の推進に資する内容として基本的に賛同するものである。特に、以下の点を評価する。 将来の工業出荷額見通しや都市計画区域マスタープランとの連携を基本計画に位置づけることで、中長期的な地域産業戦略の精度向上が期待できる点 情報処理施設（データセンター等）への工業用水供給に関する事項を追加し、デジタル関連産業の立地を後押しする点 生活環境の保持に関する措置の実施状況報告を義務づけることで、特例措置の適正な運用を担保する点 これらの点は、第221回国会における衆議院・参議院経済産業委員会の審議および衆議院附帯決議で繰り返し指摘された趣旨と整合するものである。 しかしながら、上位法令および並行して意見募集中の「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）」等（案件番号595320008）を考慮しても、附帯決議の趣旨を制度運用に確実に反映させる観点からはなお不十分な点がある。 第一に、承認地域経済牽引事業用工場等の緑地面積率等に関する基準について、市町村が地域の実情を反映した準則条例を制定できるよう、基準を速やかに策定・公表し、その運用状況を適時確認することが必要である。本省令案等および並行する告示案は国の基準や基本計画への記載事項を定めるにとどまり、市町村が実際に準則条例を制定するための具体的な基準の内容や公表時期・運用確認の仕組みを十分に定めていないため、附帯決議が求める「速やかな策定及び公表」を担保するには不十分である。 第二に、地方公共団体間の財政力の差により産業用地の整備や企業誘致の取組に格差が拡大しないよう、未活用の工業団地の活用促進を含め、適時適切な支援措置を講ずることが必要である。本省令案等および並行する告示案は手続の枠組みを定めるものであるが、財政力の弱い地方公共団体に対する支援や未活用工業団地の活用を促す具体的な仕組みを設けていないため、附帯決議が指摘する格差拡大の防止には十分に対応できない。 第三に、工業用水供給の見込み確認や用地整備に係る関係地方公共団体との調整について、事前の周知・相談体制を充実させ、渇水時等の対応方針を明確化することが必要である。本省令案等および並行する告示案は供給見込みを証する書類の添付や基本計画への記載を求めるにとどまり、地方公共団体との事前調整や渇水時の具体的な対応方針を定めていないため、安定供給と地域との調和を図るには不十分である。 第四に、特例措置の計画期間終了後の継続適用に関する通知様式の運用基準を明確に公表し、生活環境の保持に関する措置の実施状況と合わせて透明性を確保することが必要である。本省令案等は通知様式を新設するものであるが、運用基準の内容や公表方法を定めていないため、附帯決議が求める透明性の確保には十分に至っていない。 第五に、データセンター等の情報処理施設の立地促進に当たっては、住民との調和を前提に、関連インフラの整備状況も踏まえた総合的な支援を行うことが必要である。本省令案等および並行する告示案は工業用水供給の手続を整備するものであるが、関連インフラ整備や住民との調和を図るための具体的な措置を定めていないため、附帯決議が求める総合的な推進には不十分である。 以上、国会審議および附帯決議の趣旨を踏まえ、地域経済の持続的な発展と日本全体の成長に資する制度として、円滑な施行を期待するものである。	第一の意見については、改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行と同日に、緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準を公表することとしております。 第二の意見については、今回の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正において、同法第26条に規定する減収補塡措置の拡充を行っており、一定の財政力指数未満の地方公共団体を当該措置の対象とすることとしてます。また、未活用工業団地の活用については、工場立地法及び工業用水道事業法の特例を活用いただき、条件改善を図ることにより促進していくこととしております。 第三の意見については、今回の改正により地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条の４に規定する工業用水道事業法の特例の適用に当たり、地域経済牽引事業計画の添付書類として求める水の供給の見込みがあることを証する書類については、その作成に当たり、工業用水道事業者との事前調整を必要とするものとなります。 第四の意見については、今回省令で定める承認書様式では、都道府県知事等が地域経済牽引事業計画を承認した際に、当該地域経済牽引事業計画に記載された事項のうち、必要なものを記載のうえ申請者に対し通知するものであり、運用基準や公表方法というものはありません。 第五の意見については、今回の改正による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条の４に規定する工業用水道事業法の特例は、既存の給水区域において適用されることを前提としたものであり、必ずしも新たな整備を求めるものではないことから、関連インフラ整備に関する事項は記載しておりません。

	立場：減税、日本人ファースト、中国製品使用反対、移民反対、再エネ反対。 【総論】 本改正は、基本計画協議書へ用地整備事項と工場等新増設の配慮事項を追加し、承認地域経済牽引事業用地整備を新設し、事業計画様式を改めるものである。用地不足の解消自体は否定しない。しかし原案は、資本・調達・雇用の国籍を問わず、内外無差別のまま特例を開き、環境・エネルギーやデータセンターと結びつけて再エネ前提の造成を進めうる。特定承認者向けの政策減税・国費補填・低利融資の拡大であり、日本人の所得向上と経済主権強化に直結しない。以下、該当箇所ごとに修正を求める。 【1】基本計画協議書への用地整備事項追加（法第4条第2項第7号） 該当：様式に「用地整備に関する事項」を追加し、都市計画区域マスタープラン改定時には将来工業出荷額の見通しを含むとする点。 意見：出荷額見通しだけでは不十分。1取得者・造成主体・分譲先の国籍・資本構成・実質支配者、2造成・建築・設備の原産国と中国製品使用の有無、3常用雇用の日本国籍者比率、4必要電力の電源構成、5税減免の国費補填・公的融資・インフラ負担を必須記載とせよ。 理由：減税派として、効果だけ書いて負担を隠すのは減税ではなく隠れた増支である。税率引下げではなく特定用地への特例積み増しは税制を歪める。日本人ファーストとして、外資も対象になり得る制度に国籍記載がなければ、土地と税優遇が外国資本の受け皿になる。中国製品反対として、調達欄がなければ公的造成が中国製品需要を生む。移民反対として、日本人雇用を書かない造成は、後から労働不足を理由に外国人受入れを正当化する。再エネ反対として、出荷額見通しを都市計画に書き込めば電力多消費施設が既成事実化し、不足を再エネで埋める計画に固定されやすい。 【2】工場等新増設の「配慮すべき事項」（法第4条第2項第8号・第9号） 該当：新増設促進に際し配慮すべき事項を様式へ追加する点。関連方針では産業・環境政策、生活環境、緑地緩和、敷地外緑地、先進技術等が想定される。 意見：「生活環境の保持」だけでは足りない。日本企業優先、中国製品・中国企業施工の制限、日本人常用雇用の確保、環境施設への再エネ設備算入禁止、データセンター等の電力・用水が地域の料金と安定供給を損なわないことを明記せよ。 理由：緑地を削って敷地を広げても、用水・電力・道路を公費で支えれば負担の付け替えである。先進技術が中国製蓄電池・太陽光・通信機器を意味しうる以上、安全保障上懸念国の製品は除外すべきである。担い手確保を抽象的に書けば特定技能等と接続される。配慮すべきは日本人の賃金と採用であり、外国人労働の確保ではない。環境政策への言及と緑地緩和を同一項目で扱うな。 【3】承認地域経済牽引事業用地整備省令および大臣確認基準 該当：面積1ヘクタール以上、工場・流通・情報処理・研究・電気ガス熱供給等の整備見込み、道路・水道・調整池・緑地等の付帯、承認後の公募その他公正な方法による事業者決定。 意見：「公正な公募」は手続の中立にすぎない。次を欠格または減点とせよ。1外国政府・中国企業等が造成主体または主たる分譲先、2主要資材・設備の過半が中国製品、3日本人雇用比率を示さない、4必要電力の大宗を変動再エネに依存し安定電源計画がない、5データセンターの運営・データ管轄・機器調達の経済安全保障審査を経ていない場合。情報処理施設・電気供給施設を対象にする以上、データセンターと再エネ発電を無条件の正当化事由にするな。 理由：1ヘクタール以上のインフラ付き造成は公的支援を伴いやすい。公募後に税優遇と国費インフラが付けば、競争は補助金獲得競争になる。土地は再生産できない。道路・水道・電気供給まで含めれば変圧器、ケーブル、太陽光、蓄電池、サーバが造成に入る。対象施設から変動再エネ発電を外すか、安定電源併設を必須とすべきである。 4 【4】承認事業に関する省令改正（申請様式） 該当：整備済み土地で事業を行う場合の記載事項、法第13条第3項第3号・第4号の特例適用事項の新設。 意見：実質支配者、外国株主比率、中国との資本・技術・調達関係、建設・設備の原産国別内訳、日本人・外国人雇用（在留資格別）、契約電源構成、用水影響、税制特例・地方税減免・国費補填見込額を必須とせよ。 理由：税額控除・特別償却・譲渡所得税軽減・固定資産税減免は対象者限定の政策減税である。求めるべきは承認者だけが得をする制度ではなく、税率引下げと歳出削減である。特例額を公開し検証可能にせよ。「地域の事業者への相当の経済的効果」は日系下請けと日本人雇用に限定して解釈する旨を注記せよ。原産国未記載の申請は受理すべきでない。雇用を国籍なしの人数で数えれば外国人労働を成果にできる。GX・地域脱炭素化促進事業との記載省略で再エネ事業を地域経済牽引事業に読み替えるな。 【5】緑地面積率・環境施設面積率の下限100分の1、重複緑地の算入 該当：承認工場等の緑地・環境施設下限を各1%とし、重複緑地を算入可とする関連基準。本省令の新増設促進事項と接続する。 意見：1パーセント緩和をデータセンター、外資工場、再エネ付帯施設に無条件適用するな。日本資本支配、中国製品の主要設備不使用、環境施設への太陽光等の不算入、緩和分敷地の外国人宿舎転用禁止を条件とせよ。重複緑地は植物による緑地に限定せよ。 理由：規制緩和の果実が外国企業の床面積拡大と再エネ併設に吸収されるなら、日本人の減税ではない。環境施設が太陽光・蓄電池を含めば中国製品が「環境対応」として敷地に入る。緑地を削った余剰地が従業員施設になれば外国人住居の受け皿になり得る。下限1%と環境施設概念の拡大は、「緑地はほとんどなく再エネ設備がある工場」を標準化する。 【6】情報処理施設（データセンター）と用水・電力 該当：用地整備の対象に情報処理施設、付帯に水道が含まれること。改正法はデータセンターへの工業用水供給も念頭に置く。 意見：運営主体の国籍・資本、サーバ等の原産国、電源（再エネ利用率を条件化せず安定電源を優先）、用水の農業・生活への影響、外国人要員依存度を必須記載とし、中国資本・中国製品依存は対象外とせよ。 理由：大量の電力と水を優先供給すれば既存工場と住民が料金で負担する。クラウドとAI基盤は安全保障資産であり、内外無差別は日本人ファーストに反する。DC立地を脱炭素電源豊富地域への分散と接続すれば、再エネ適地に巨大需要を作りさらに再エネを増やす。再エネ利用率を条件にするな。 【求める修正】 1. 各様式に資本国籍、調達原産国、日本人雇用、電源構成、税財政負担を義務付けること。 2. 中国企業およびその実質支配下の者、主要設備を中国製品に依存する事業を対象外または厳格審査とすること。 3. 内外無差別を国益審査に改め、日本企業優先を原則とすること。 4. 外国人労働の確保を地域特性・配慮事項・成果指標にしないこと。 5. 環境施設・緑地緩和を再エネ設備の算入経路にせず、変動再エネ発電を対象施設から外すか安定電源を必須とすること。 6. 政策減税・減免の国費補填を公開し、特定承認向け特例より税率引下げと歳出削減を優先すること。 原案のままでは、地域の土地・水・電力・税優遇が日本人の所得と経済主権に結びつかない。抜本修正を求める。	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律は、地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする法律であることから、国において地方公共団体が実施する取組等の対象となる事業者を制限することは行いません。また、本案において、再生可能エネルギーの使用率等を要件とした制度設計は行っておりません。 上記を踏まえ、原案どおりとさせていただきますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。